

施設園芸等燃油価格高騰対策

- 燃油価格は、為替や国際的な商品市況等の影響で大きく変動するため、今後の価格の見通しを立てることが困難な生産資材。特に施設園芸等は、経営費に占める燃料費の割合が極めて高く、燃油価格高騰の影響を受けやすい業種。
- そのため、これまで省エネルギー化に取り組んできた施設園芸等産地においても、より燃油価格の高騰に影響を受けにくい経営への転換を進める必要。
- 経営の転換に取り組む産地に対しては、燃油価格が一定基準を上回った場合に補てん金を交付するセーフティネットの構築を支援。

＜目的と基本的な仕組み＞

施設園芸等燃油価格高騰対策の目的

燃油価格高騰の影響を受けにくい経営への転換

基本① 支援対象者

施設園芸農家3戸以上又は農業従事者5名以上で構成する農業者団体等。

基本② 省エネルギー等対策推進計画

支援対象者は、3年間で燃油使用量の15%以上削減する省エネ目標と、目標達成に向けた取組を設定。

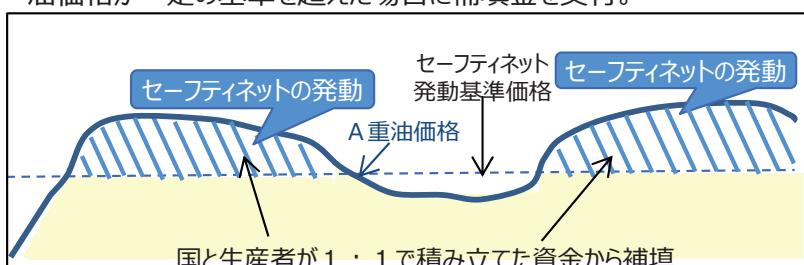
※ 初めて取り組む場合は3年間で10a当たり燃油使用量を15%以上削減、2期目以降に継続して取り組む場合は、3年間で10a当たり燃油使用量を更に15%削減するほか、単位生産量(額)当たり燃油使用量を15%以上削減する目標(収量増で達成可能)を立て、計30%以上の省エネに取り組む。

計30%以上の削減を達成した者は、自身の削減目標を定め、更なる省エネに向けて不断に取り組む。

基本③ 施設園芸セーフティネット構築事業

① 支援対象者は、セーフティネットの対象期間を選択し、燃油購入数量を設定して補填積立金を納入(国と生産者が1:1で積み立て)

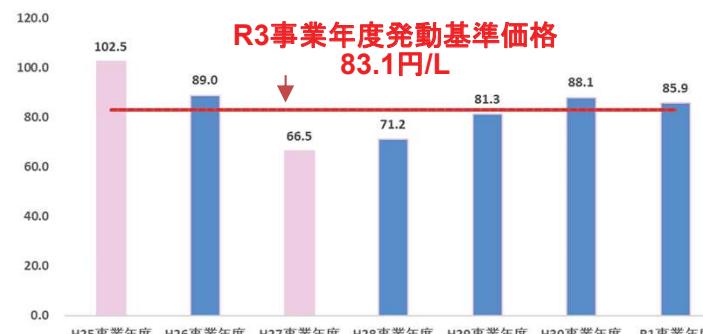
② 省エネルギー等対策推進計画の目標達成に向けて取組を実施し、燃油価格が一定の基準を超えた場合に補填金を交付。



＜対策のポイント＞

【ポイント1】セーフティネット発動基準価格、補填対象数量

過去7年間のA重油価格のうち最高値1年分と最安値1年分を除いた5年の平均価格を発動基準価格とし、当該月購入数量の70%補填対象数量とする。

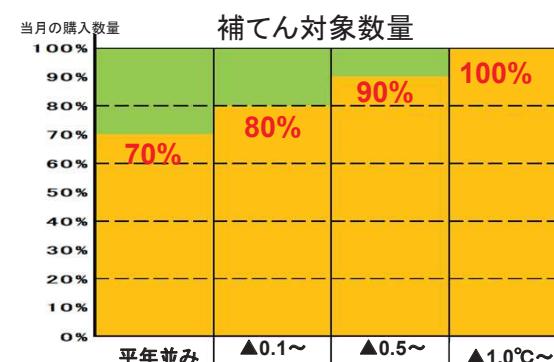


※補填金 = 補填単価 × 当月購入数量の70%
補填単価 = 発動基準価格との差額
(R3事業年度) = 価格 - 83.1円/L



【ポイント2】低温特例措置の見直し

当月の気温が平年気温を下回った場合、段階的に補填対象数量を引き上げ。



【ポイント3】急騰特例措置の見直し

燃油価格が、前年加温期間の平均価格より11%以上高騰し、かつ、7中5平均の価格を上回った場合、補填対象数量を引き上げ。

(2年前の22%、3年前の33%上昇時も発動)

